

アレルギー児の把握から取り組みまでのフローチャート

アレルギー疾患を持つ園児の把握

- ・入所説明会または新年度にアレルギー疾患の有無の確認を確認する。－「児童家庭調査票」
- ・保育園での配慮が必要な場合は右記の関係書類を渡す。－「生活管理指導表」「記載方法」
 - －「生活管理指導表発行確認表（兼）請求書」園保管
 - －「生活管理指導表発行確認表（兼）請求書 記入上の注意」
- ・食物アレルギー児に限らず、給食に出される食材について伝える。
 - －「保育園の給食について」（食材確認書）
 - －「離乳食の食材表（離乳食対応の園児のみ）」
- ・食物アレルギー以外のアレルギーについては別途個別に対応する。

医師による生活管理指導表の記載

- ・食物アレルギーがある場合は、医療機関を受診。
医師に「生活管理指導表」「生活管理指導表発行確認表」を渡し、記載してもらう。
 - －「生活管理指導表」「記載方法」
 - －「生活管理指導表発行確認表（兼）請求書」園保管
 - －「生活管理指導表発行確認表（兼）請求書 記入上の注意」

保護者との面談

- ・「生活管理指導表」を基に、保育園での具体的な取り組みについて相談する。
 - －「生活管理指導表」
 - －「面談内容記入シート」
 - －「緊急時に備えた処方薬」
 - －「災害時アレルギーワッペン」「災害時アレルギーシール名札用」

保育園内職員による対応の決定と共通理解

- ・「食物アレルギー個別票兼対応確認書」を作成し、－「食物アレルギー個別票兼対応確認書」
- ・園児の状況、保育園での対応について協議し、
 - －「給食用食札」
- ・職員が共通理解する。
 - －「災害時様式一式」

保護者へ園での対応について伝え、確認する

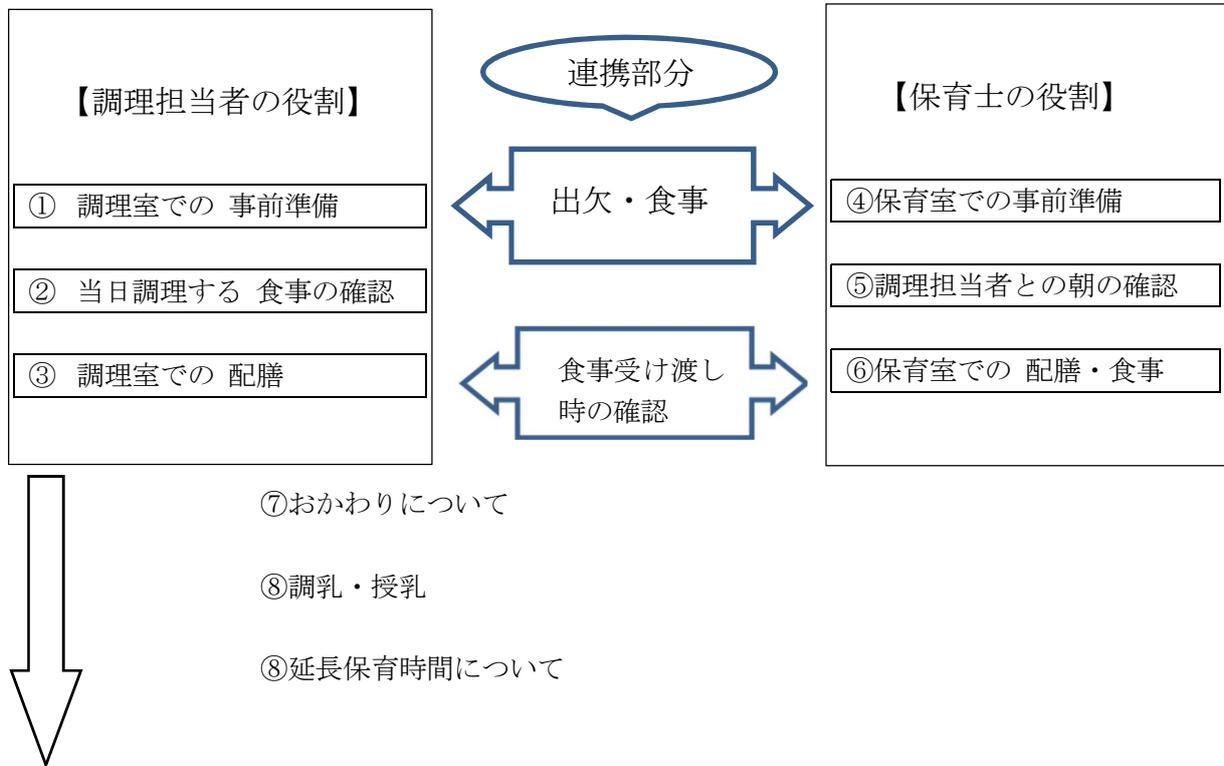
- ・保育園で協議した対応を「食物アレルギー個別票兼対応確認書」に記入する。
コピーを保護者へ渡す。
 - －「食物アレルギー個別票兼対応確認書」

生活管理指導表・食物アレルギー個別票の見直し

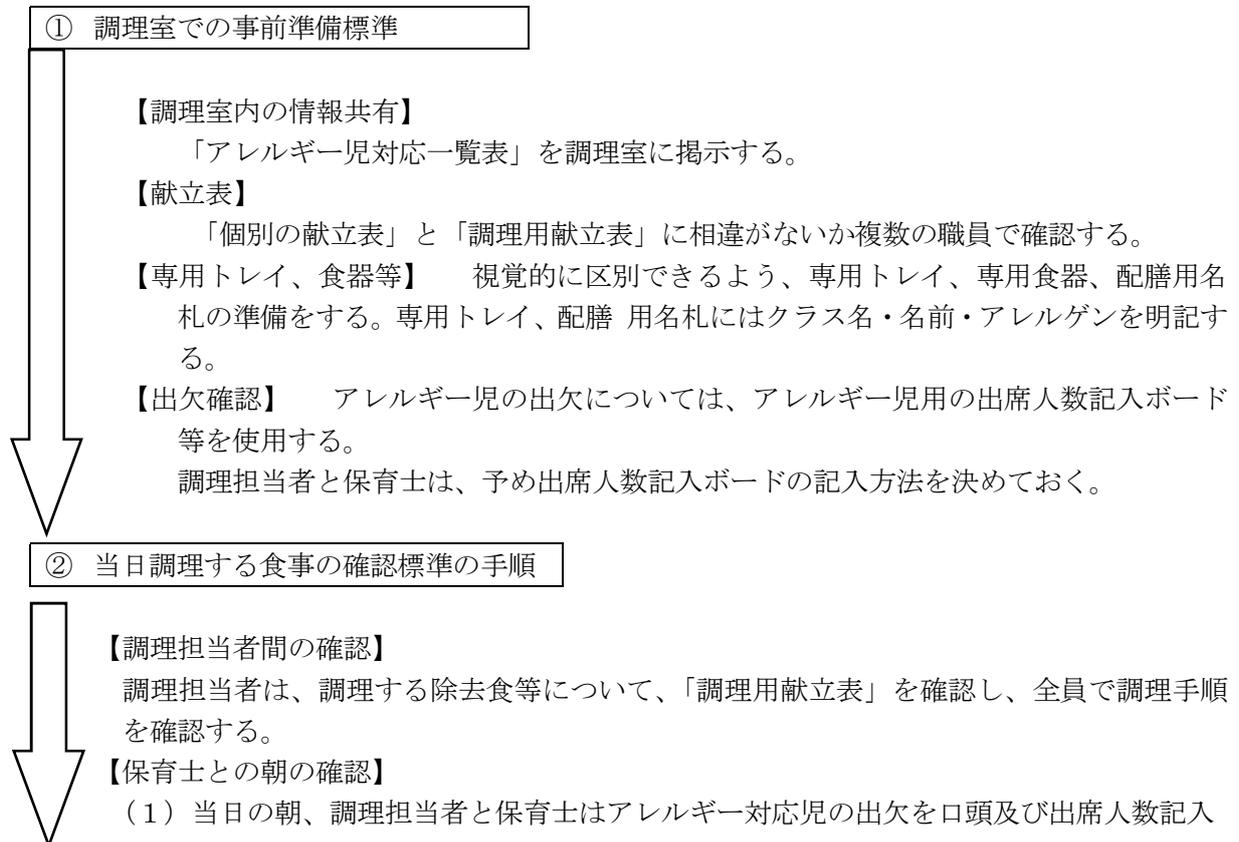
- ・半年1回、面談し対応の確認を行う。－「食物アレルギー個別票兼対応確認書」
- ・年に1回は医療機関へ受診するよう保護者へ受診するよう保護者へ伝え、生活管理指導表
- ※新たに対応する食物が増える場合にも同様の対応を必要とします。
- ※年度途中の受診時に診断の変更がない場合や解除の場合、生活管理指導表の提出は求めない。

生活管理指導表に基づき除去食の提供

給食手順のフローチャート



◆調理担当者の役割◆



ボードで確認する。なお、出欠の変更があった場合は、保育士が速やかに調理担当者に伝える。

- (2) 保育士と調理担当者で、該当児名、アレルギー、除去食事の内容を確認する。その日の朝の該当児の状況についても口頭で調理担当者に伝える必要があるため、朝の伝達は保育士から先に「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇お願いします」と伝え、調理担当者が復唱する。

【調理手順】

※途中まで一般食と一緒に作り、アレルギーとなる食材を入れる前に取り分ける場合

- (1) アレルギー対応食について、調理担当者全員で調理手順を確認する。
- (2) アレルギー対応食の担当者を決定し、調理器具や調理する場所についても確認する。
- (3) 使用する食材を確認する。加工食品等は、使用する前に商品の原材料表示を再確認する。
- (4) 一般食の担当者は、調理を開始する。取り分け前までの調理が終わったら、アレルギーとなる食材を入れる前に、「〇〇（献立名）の〇〇（食材）を入れる前までの調理が終わりました。アレルギー対応食用に取り分けをお願いします。」とアレルギー対応食の担当者に声に出して伝える。
一般食とアレルギー対応食を作る担当者が同じ場合は、他の調理担当者にアレルギーとなる食材が入っていないことを確認してもらう。
- (5) アレルギー対応食の担当者は、アレルギーとなる食材が入っていないことを再度確認し、対応食用に取り分けて、味つけを行い、完成させる。
混入を防ぐため、基本的にアレルギー対応食を先に作る。
- (6) 専用食器、専用トレイ、配膳用名札を用意する。
- (7) アレルギー対応食の調理が終わったら、専用食器に盛り付け、ラップをしてラップの上から名前を書き、専用トレイにのせる。そのとき、他の調理担当者にも、「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇（献立名）調理終わりました。〇〇に置きます。」と、対応食の調理が終わったことと、置いてある場所について声に出して伝える。
- (8) アレルギー対応食の準備が終わったら、一般食の盛り付けを行う。
- (9) 配膳時には、専用食器に盛り付けられていることを再確認して専用トレイと配膳用名札に書かれた内容を複数で確認し、アレルギー対応食を先に保育士に渡す(引き継ぐ)。

③ 調理室での配膳

【調理終了・配膳】

- (1) 除去食等は専用食器に盛り付け、専用トレイにのせ、配膳用名札をのせる。
- (2) 「個別の献立表」のと通りの除去内容か、声を出し、調理担当者全員で確認する。
配膳棚（ダムエーター）にはアレルギー対応食を先に配膳する。

【検食】

検食受け渡し時に、検食者にも、該当児名と除去食等の内容について伝える。検食者は個別の献立表のと通りに実施されているか確認をしながら、検食する。給食日誌の検食記録欄には、除去食等の内容も記録する。

【食事の受け渡し】

保育士と調理担当者で、該当児名、アレルギー、除去食等の確認をする。直接、調理室まで食事を取りにくる場合は、食事を見て確認するが、ダムエーターで運ぶ場合はインターホンで確認する。

口頭確認は、調理担当者が予定どおり除去食等を作ったことを確認するため、調理担

↓

当者が先に「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇です」と伝え、保育士が復唱する。
□ 「個別の献立表」のとおり除去内容に作ったかを、調理担当者全員で確認したか
※ 保育室で盛り付けるメニュー（汁物やカレー等）についても、アレルギー対応食については、基本的に調理室で盛り付ける。
※ クッキング保育やバイキング方式など通常の提供方法と異なる場合は、職員間で連携をとり、安全を確保するための環境構成（職員の動き、配膳場所等）について事前に計画を立て、実施する

◆保育士の役割◆

④保育室での事前準備

【保育室での把握】

保護者との打ち合わせ後、「個別の献立表」を保育室に貼っておく。
食事時間中の該当児と保育士の座る位置を予め決めておく。

【出欠確認】

アレルギー児の出欠については、出席人数記入表を使用する。 調理担当者と保育士は、予め出席人数記入表の記入方法を決めておく

④ 調理担当者との朝の確認

- ↓
- (1) 当日の朝、調理担当者と保育士はアレルギー児の出欠を口頭及び出席人数記入ボード等で確認する。なお、出欠の変更があった場合は、速やかに調理担当者に伝える。
 - (2) 保育士と調理担当者で、該当児名、アレルギー、除去食等の内容を確認する。その日の朝の該当児の状況についても口頭で調理担当者に伝える必要があるため、朝の伝達は保育士から先に「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇お願いします」と伝え、調理担当者が復唱する。

⑤ 保育室での配膳・食事

【配膳前】

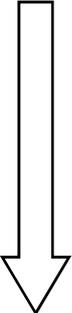
- ↓
- (1) 保育士は、食事時間になったら、アレルギー児が予め決めておいた席に座っていることを確認する。
 - (2) 保育室で、「個別の献立表」を声に出して確認し、調理室に食事を取りに行く。

【食事の受け取り】

保育士と調理担当者で、該当児名、アレルギー、除去食等の確認をする。直接、調理室まで食事を取りに行く場合は、食事を見て確認するが、ダムエーターの場合はインターホンで確認する。口頭確認は、調理担当者が予定どおり除去食等を作ったことを確認するため、調理担当者が先に「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇です」と伝え、保育士が復唱する。

【保育室での配膳】

- (1) 保育士は、配膳時、喫食時に、他児のもの（配膳ワゴン上、机上等）をアレルギー児が食べないように、隣りに座る、他児との間に座るなどして、目を配る。やむを得ず離れるときは、他の保育士に声をかける。
- (2) アレルギー対応食を先に配膳する。配膳時は「〇〇ちゃん、〇〇抜きの〇〇です」と声を出して、配膳用名札の名前と顔を確認して、専用トレイに食事をのせた状態で

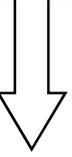


提供する。

【アレルギー対応が必要な児童を担当している保育士以外の保育士】

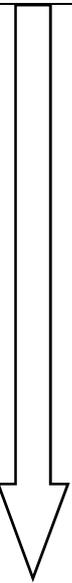
- (1) アレルギー児の担当とならない保育士も、クラス内のアレルギー児の献立を把握し、配膳時、喫食時は、専用トレイを使用している児童がアレルギー児であることを、常に念頭に置き、誤配膳のないよう配慮する。
- (2) 台布巾や落ちている食べ物、食べ物を触った手などにも注意する。
- (3) 実習生や応援職員（臨時に手伝う職員）には配膳させないようにする。

⑥ おかわりについて



アレルギー児については、原則、はじめに提供した分のみとし、おかわりの提供をしない

⑦ 乳・授乳標準



【準備】

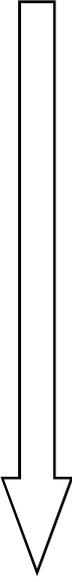
アレルギー対応用のミルク缶はビニールテープや名札などで、哺乳びんは種類を変えるなど、他児のものと視覚的に区別がしやすいようにする。

【調乳時】

調乳時は、アレルギー児のミルクを調乳することを声に出して伝え合う。ミルク缶と哺乳びんを専用トレイなどにセットでのせて、他児のものと区別する。複数調乳する場合は、アレルギー児の調乳を先に行う。冷ますときも、他児のミルクと間違えないように、区別しておく。

※ミルクの個人用札 表面＝氏名 裏面＝ミルク名を準備し、ミルク缶、調乳した哺乳瓶に必ず付け保管する。

⑧ 延長保育時間について



【全職員への情報共有】

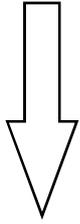
全職員にアレルギー児入所状況を周知する際、延長保育利用の有無についても確認する。利用がある場合は、園・保護者との打ち合わせ時に延長おやつ、夕食の献立も確認する。毎日のミーティングでアレルギー対応用の延長おやつ、夕食についても全職員に周知する。

【調理担当者の事前準備】

調理担当者は、延長おやつ、夕食の内容を「個別の献立表」と相違がないか確認し、用意する。

【当日の手順】

- (1) 当日の朝、保育士が調理担当者に、アレルギー児の延長保育利用の有無を伝える。
- (2) 夕方、調理担当者は専用トレイ、専用食器、配膳用名札を使用し、延長おやつ、夕食を用意する。
- (3) 調理担当者と遅番保育士は、延長保育利用の有無、該当児名、アレルゲン、延長おやつ、夕食について確認する。



- (4) 遅番保育士は、検食時に再度アレルギー児の延長おやつ、夕食の内容「個別の献立表」と相違がないか確認する。
- (5) 遅番保育士が調理室におやつを取りに行き、該当児名、アレルゲン、アレルギー対応用の延長おやつ、夕食について、保育室で声を出して複数で確認し、提供する。
- (6) 利用の急な変更があった場合の対応を予め決め、連絡を受けた者が必ず遅番保育士に伝え、遅番保育士が対応する。

除去していたものを解除する時のフローチャート

保護者から解除の申し出があった場合は、医師の指導のもと、家庭で複数回（保育園で提供する原因食物の最大量を最低 5 回以上）食べて症状が誘発されなかったことを確認した上で、保育園での解除を進めます。基本的には園長が対応します。保育園で解除となつてからは、体調によってアレルギー症状がでる場合もあるので、対象の園児の様子をよく観察します。

保護者からの解除の申し出

- ・いつもお世話になっております。医師の指示に基づく解除であるか確認する。
※「生活管理指導」の提出は必要ない。（解除の際に生活管理指導表を発行しても、公費負担の対象とはならない。）

家庭での解除

- ・医師の指導のに基づき、複数回（保育園で提供する原因植物の最大量を最低 5 回以上）食べて、症状がないかを確認し、「除去解除申請書」を渡す。－「除去解除申請書」
- ・加熱卵を解除する場合は、「焼く（卵焼き）」「炒める（炒り卵等）」「煮る（親子丼）」「汁物（卵スープ等）」「マヨネーズ焼き」の調理方法（加熱方法）の加熱卵を保育園で提供する最大量で、複数回食べるに保護者へ伝える。
- ・非加熱卵を解除する場合は、非加熱卵として扱う食品の「マヨネーズ」「カスタードクリーム、カスタードクリームを含む食品（シュークリーム、一部のケーキ等）」「アイスクリーム（鶏卵を含んでいるもの）」「プリン（鶏卵を含んでいるの）」を保育園で提供する最大量で、複数回食べるように保護者へ伝える。

保護者が保育園に「除去解除申請書」を提出する

- ・保育士は保護者に家庭での解除の状態を確認する。－「除去解除申請書」

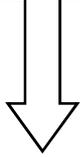
保護者との面談

- ・初回面談時の「面談内容記入シート」「除去解除申請書」を基に確認を行う。
 - －「面談内容記入シート」
 - －「除去解除申請書」

保育園内職員による対応の決定と共通理解

- ・面談後、保育園での解除が可能か、担任保育士、調理作業員等と協議し、解除となつた場合には全職員（臨時、非常勤職員も含む）に周知する。

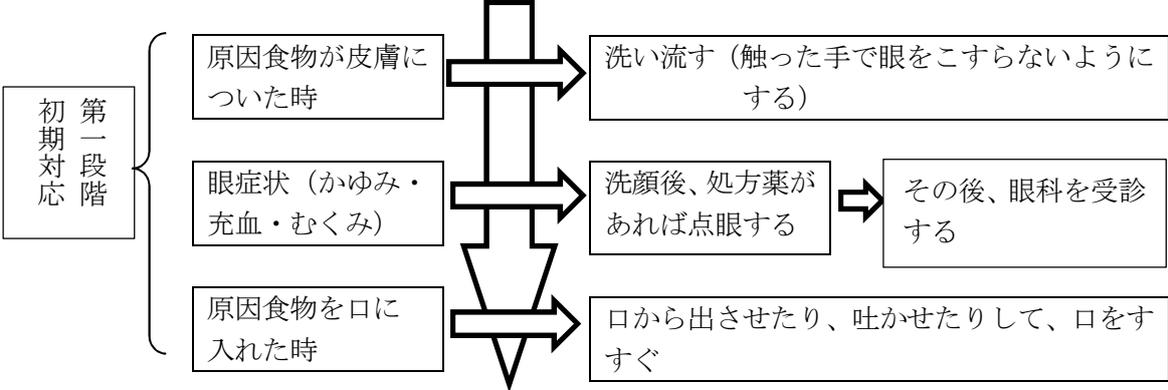
保護者へ園での対応を伝え、確認する



- ・ 保育園で協議した対応を「食物アレルギー個別票兼対応確認書」に記入し、保護者へ渡す。
- ・ 保護者確認後「食物アレルギー個別票兼対応確認書」に解除開始日を記入し、確認印（サイン）をもらい、コピーを保護者へ渡す。
- ・ 対応について保護者と保育園が共通理解するー「食物アレルギー個別票兼対応確認書」

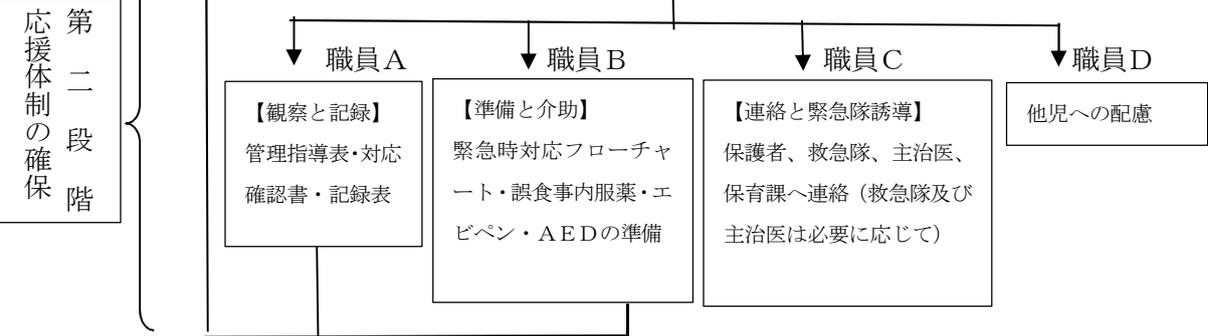
保育園での解除開始

緊急時対応フローチャート



行く。場

園長または当日の責任者が職員への対応指示を行う



重症度を判断する

- ◆皮膚症状
 - ・ 限られた範囲の痒み・部分的に赤い斑点
 - ・ じんま疹が数個以内・唇が少し腫れている
- ◆消火器症状
 - ・ 口の中の痒み、違和感
- ◆呼吸器症状
 - ・ 単発的な咳・くしゃみ

- 抗ヒスタミン薬を内服し注意深く症状を観察する段階
- 誤食時内服薬があれば服用
- 安静、厳重に経過観察（症状が進まなくても、最低1時間）
- ※症状が進行するようなら中等症の対応を行う

第三段階

症状の確認及び対応の実施

- ◆皮膚症状
 - ・強い痒み・赤い斑点があちこちに出現
 - ・じんま疹が10個以上・眼瞼や唇などが腫れあがる
- ◆消火器症状
 - ・吐気もしくは1回の嘔吐・軟便もしくは1回の下痢
 - ・間欠的な腹痛
- ◆呼吸器症状
 - ・断続的な咳・鼻づまり、鼻水、喉の痒み
- ◆神経症状
 - ・元気がない（不活発）

中等症（グレード2）

- 医療機関を受診する段階
- 誤食時内服薬があれば服用
- 医療機関を受診（必要に応じて救急車を要請）
- エビペンがあれば用意し、必要があれば注射
- ※症状が進行するようならば重症の対応を行う

- ◆皮膚症状
 - ・激しい全身の痒み・全身がまっ赤・全身にじん疹
- ◆消火器症状
 - ・嘔吐を繰り返す・数回以上の下痢・激しい腹痛
- ◆呼吸器症状
 - ・声がれ、声が出にくい・間断ない激しい咳込み
 - ・犬が吠えるような咳・喘鳴・呼吸困難
- ◆循環器症状
 - ・脈が速い・脈が不規則・顔色が蒼白
 - ・唇や爪が白い、紫色
- ◆神経症状
 - ・不安、恐怖感、ぐったり、意識がもうろう

重症（グレード3）

- 緊急に医療機関を受診すべき段階
- エビペンがあれば注射
- 誤食時内服薬があれば服用
- 救急車を要請し、医療機関を受診

心肺停止状態

- 救命処置（AEDを使用した心肺蘇生）

第四段階
救急車要請
後の動き

救急隊へボタンタッチ